

松山市老人福祉施設等事故報告事務取扱基準新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">松山市老人福祉施設等事故報告事務取扱基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3・報告の手順</p> <p>(1) 施設は、2 (事故の範囲) に定める事故が発生した場合、速やかに(5日以内) <u>第1報(別紙様式の第1報をチェック、すくなくとも1～6については可能なかぎり記載)</u>により、<u>市</u>に報告する。</p> <p>(2) <u>その後</u>、施設は、概ね2週間以内に、第2報(別紙様式に2を記入・チェック)を、<u>また</u>、長期化する場合は、<u>第3報以降(別紙様式に3以降を記入・チェック)を、さらに</u>、事故処理が完結した時点で、<u>最終報告(上記の事故報告の最終報告をチェック)</u>を、<u>市</u>に報告する。</p> <p>(3) 施設は、事故処理の経過について、必要に応じて随時電話等で市へ連絡する。</p> <p>(4) 事故報告時、または事故報告後、施設は、必要に応じて市から求められた資料を提出する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6・実施期間 平成17年1月1日から実施する。 平成25年4月1日一部変更する。 <u>令和3年7月1日一部変更する。</u></p>	<p style="text-align: center;">松山市老人福祉施設等事故報告事務取扱基準</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3・報告の手順</p> <p>(1) 施設は、2 (事故の範囲) に定める事故が発生した場合、<u>事故報告書(様式第1号)</u>により、<u>できる限り</u>速やかに(3日以内) <u>第1報を市高齢福祉課</u>に報告する。</p> <p>(2) 施設は、<u>事故発生後</u>、概ね2週間以内に、<u>事故報告書(別紙様式)により</u>、第2報を<u>市高齢福祉課</u>に報告する。<u>第2報は、第1報後の対応・経過、及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記載する。</u></p> <p>(3) 施設は、事故処理の経過について、必要に応じて随時電話等で市へ連絡する。<u>また、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を市へ報告するとともに</u>、事故処理が完結した時点で、報告する。</p> <p>(4) 事故報告時、または事故報告後、施設は、必要に応じて市から求められた資料を提出する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6・実施期間 平成17年1月1日から実施する。 平成25年4月1日一部変更する。</p>